

固定資産税減額申告書

年 月 日

府中市長

申告者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (名称) \_\_\_\_\_ 印  
 個人番号 \_\_\_\_\_  
 (法人番号) \_\_\_\_\_

次の固定資産は、地方税法附則 \_\_\_\_\_ の規定に該当し、固定資産税の減額の規定の適用がありますので、府中市市税条例付則 \_\_\_\_\_ の規定により申告します。

土 地	所有者	住所			
		氏名			
	所在地	府中市	町	丁目	番地
		府中市	町	丁目	番地
		府中市	町	丁目	番地
	地目		地積	m <sup>2</sup>	
家 屋	納税義務者	住所			
		氏名(名称)			
	家屋所在地	府中市	町	丁目	番地
	家屋番号		種類		
	構造	造 階建	床面積	. m <sup>2</sup>	
			(うち居住用部分)	. m <sup>2</sup>	
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	
	その他	従前の権利に対応する部分の床面積		m <sup>2</sup>	
		耐震改修、居住安全改修工事又は熱損失防止改修工事(以下「改修工事」という。)が完了した年月日		年 月 日	
		改修工事に要した費用		円	
		補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の金額		円	
改修工事が完了した日から3月以内に提出することができなかつた理由					
居住安全改修工事を必要とした者		住所	府中市		
	氏名				
	区分	1 年齢が65歳以上の者 2 要介護認定又は要支援認定を受けている者 3 障害者			

注意 申告に必要な添付書類については、裏面を参照してください。

第31号様式の3(裏)

区 分	添付書類
地方税法附則第15条の7第1項又は第2項の適用を受けようとする場合(新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置)	地方税法施行規則附則第7条第3項に規定する書類
地方税法附則第15条の8第1項の適用を受けようとする場合(市街地再開発事業の施行により従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置)	不 要
地方税法附則第15条の8第2項の適用を受けようとする場合(高齢者世帯向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類</li> <li>2 当該貸家住宅の建設に要する費用について地方税法施行令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類</li> </ol>
地方税法附則第15条の8第3項の適用を受けようとする場合(防災街区整備事業の施行により施行地区内の宅地等を有する者が当該権利に対応して与えられた一定の防災施設建築物等に係る固定資産税の減額措置)	不 要
地方税法附則第15条の9第1項の適用を受けようとする場合(耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額措置)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該耐震改修に要した費用を証する書類</li> <li>2 当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類</li> </ol>
地方税法附則第15条の9第4項又は第5項の適用を受けようとする場合(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の減額措置)	地方税法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類
地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の適用を受けようとする場合(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の減額措置)	地方税法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類
地方税法附則第15条の9の2第1項の適用を受けようとする場合(特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額措置)	地方税法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類
地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項の適用を受けようとする場合(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る固定資産税の減額措置)	地方税法施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類
地方税法附則第15条の10第1項の適用を受けようとする場合(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る固定資産税の減額措置)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方税法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し</li> <li>2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し</li> <li>3 当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類</li> </ol>
地方税法附則第15条の11第1項の適用を受けようとする場合(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額措置)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し</li> <li>2 主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類</li> </ol>